③　船舶等を使った不法入国者への対策の強化

長い海岸線を有する我が国においては、上陸時の審査のみならず、船舶による不法入国対策も重要である。現在、一部の地方入国管理局には、入国警備官で組織された機動班を設置し、海港や沿岸地域をパトロールするなどして、密航者の発見等の水際対策を行っている。この機動班を積極的に活用し、また、海上保安庁や警察、税関などの関係機関とも連携を強化しながら、今後も我が国の治安維持に努めていく。

さらに、尖閣諸島への不法上陸の防止のため、入国警備官が海上保安庁の巡視船に乗船しているが、今後とも関係機関と連携して我が国の領域的主権を守る活動を継続していく。

また、成田空港等の直行通過区域を有する主要空港においては、直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の監視や摘発を引き続き行っていく。

イ　国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

①　積極的な摘発等の実施

不法滞在者数が大幅に減少したとはいえ、いまだ約６万人の不法滞在者がおり、また、平成32（2020）年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指す過程において、相応の不法残留者が発生することも懸念されることから、こうした事象に対し、相応の体制を維持しつつ、入国管理局の保有する種々の情報を活用し、関係機関とも連携を密にして、効果的な摘発を強力に推進し続けることが必要である。観光立国に向けた諸施策を担保するためにも、今後も様々な情報から的確に不法滞在者の端緒を把握し、実効的な摘発の実施に努めていく。

②　偽装滞在者対策の強化

不法滞在者数が減少する一方で、偽装滞在者の存在が適正な出入国管理を行う上での問題となっており、これに対する対策が急務である。平成24年７月９日に導入された新しい在留管理制度により、中長期在留者については、住居地や所属機関などについて届け出ることが義務付けられ、入国審査官や入国警備官等は、これに関して事実の調査を実施することができることとなった。偽装滞在者は、表見上正規在留者であるため、一般人から入手できる端緒情報が少なく、また、実態解明に相当の労力を要することから、中長期在留者及び所属機関から入国管理局への届出情報並びに関係機関から提供される外国人雇用状況届出情報等を集約して綿密に分析し、事実の調査に係る権限の積極的な活用や新たな調査手法を模索しながら、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要がある。

③　警察等捜査機関との連携の強化

出入国管理行政においては、警察等の捜査機関との連携が不可欠である。不法滞在者の合同摘発を始め、相互の情報提供や内偵調査の相互補完など、今後も引き続き協働関係を維持していく。

また、偽装滞在者対策についても、警察等の捜査機関との積極的な連携を強力に推進していく。

さらに、入国管理局の調査の過程で犯罪行為の端緒を得た場合は、警察等の捜査機関に対して積極的に告発・通報を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

④　被収容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

被収容者の処遇に関しては、従来から人権を尊重し、環境の整備に努めてきた。平成22年７月には、法曹関係者、医療関係者等外部の委員によって構成される入国者収容所等視察委員会が設置され、収容施設等の適正な運営のために、委員らが収容施設等の視察等を行い、意見を述べるなどし、被収容者にとって適切な環境整備につなげている。

引き続き、同委員会の意見も踏まえつつ、更なる環境整備を図り、被収容者の処遇改善に努めていく。

他方、送還に応じないいわゆる送還忌避者に対しては、安全・確実な送還を実現する必要があり、平成25年から実施しているチャーター機を利用した集団送還をより積極的に活用する等の方策を推進して、その減少を確実に図っていく。

また、退去強制令書発付後、相当期間を経過しても送還に至っていない被収容者については、実効性のある送還を実施するための方策を検討していく。

ウ　出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な情報の活用は、適正な出入国管理行政を遂行する上での要といえる。平成25年12月、「『世界一安全な日本』創造戦略」が閣議決定され、ここにおいても、関係機関と連携しつつ様々な情報を収集し、高度な分析を行うこと等により、出入国管理行政におけるインテリジェンス（情報収集・分析）機能を強化し、効果的な不法滞在者・偽装滞在者への対策及びテロリスト等のハイリスク者の入国防止に努めることとされた。

このため、入国管理局のインテリジェンス機能を強化していく。具体的には、公正な出入国管理に有益と思われる情報を内外の関係機関等から広く収集するとともに、情報活用能力の高い職員を育成し、入国管理局が既に保有する情報と新たに収集した情報を多角的に分析することにより、入国管理局におけるインテリジェンス機能を強化していく。そうすることによって出入国管理上問題のある者については、迅速・的確に選別、顕在化させて厳格に対応し、一方、問題のない者については、利便性が高く迅速な手続を提供するといったことを可能とし、出入国管理業務全般の更なる効率化を推進していく。その際、当然のことながら、個人情報の取扱いについては、法令に則り厳正に行っていく。

また、厚生労働省の保有する外国人雇用状況届出情報と入国管理局保有の情報を突合することは外国人の就労状況を把握する上で有用であるように、関係機関との情報の共有と関係機関から提供される情報の効果的な活用が重要であることから、今後も引き続き、関係機関との連携強化を進めていく。

エ　在留特別許可の適正な運用

在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、その外国人が在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響などを含めて総合的に判断される。

法務省においては、在留特別許可の透明性と予見可能性を確保する観点から、平成16年以降、「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例」を随時公表しており、平成22年４月以降は、各事例の内容等を分かりやすく、かつ、類型別に分類・整理した上、一覧表形式で公表している。

また、平成18年10月には在留特別許可の透明性・公平性の更なる向上を図るため「在留特別許可に係るガイドライン」を策定・公表し、平成21年７月に改訂しており、当該ガイドラインは在留特別許可を受けられる可能性のある者の一層の出頭を促すため、６か国語に翻訳してホームページ上に掲載している。

今後も在留特別許可の適正な運用に取り組んでいくとともに、必要に応じ、「在留特別許可に係るガイドライン」の見直しも検討していく。